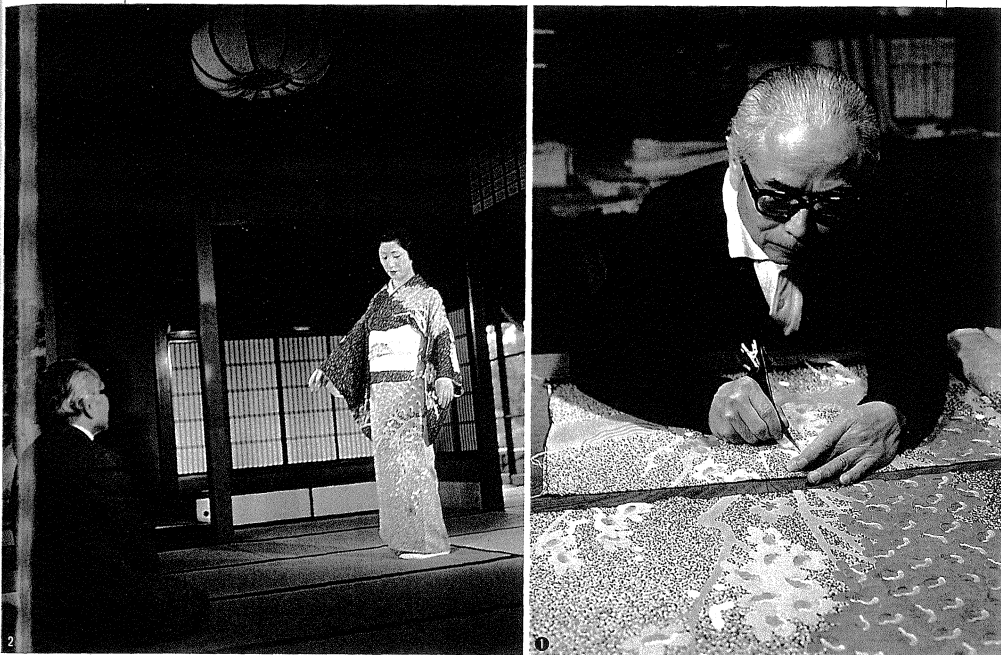


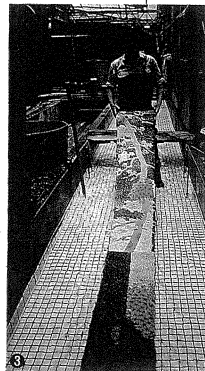
友禪

森口華弘



① 糸目糊置
② 梅花文様の友禪訪問着
③ 友禪の水洗

写真協力：カワアロフィルムサービス



友禪は我が国の染織を代表する重要な技法であるばかりではなく、世界に向かって日本を代表させるにふさわしい工芸と言えよう。友禪が飾る訪問着が茶の席や華道の場で、どのように華やかな役割を果たすかを説明するには、単に日本美ばかりでなく、日本独自の精神や情緒などまで話は及ばねばならない。友禪の制作に従事する人々は数万人いよう。友禪の重要無形文化財保持者も数人いる。それらを代表する人を一人と言われたら、誰しも森口華弘を挙げよう。滋賀県守山市に生まれ、京都に移り、友禪を修業し、間もなく強い個性を発揮した。例えば、森口華弘の梅の意匠は有名だが、数多くの梅が一つとして陳腐でなく新鮮だ。開拓され尽したような梅文様だが、まだこんなに可能性があったのかと人に感銘を与える。それも複雑になるのではなく、単純で色数も少ないのだから、「現代の光琳」と評判されるのも当然と言えよう。今年、八〇歳を迎えるが、創作の泉は「こんこん」と湧き上がり、絶える間がない。

(文化庁伝統文化課主任文化財調査官 柳橋 真)

特集

平成元年度の文教行政について

文部大臣 西岡武夫

巻頭 解説

総説

文教施策の総合的推進／文教関係の税制

生涯学習の振興

生涯学習の振興／生涯学習と学校／生涯学習基盤・推進体制の整備／社会教育の振興

初等中等教育

初等中等教育の概況／教育内容・方法の改善／生徒指導の充実等／国際化・情報化への対応／後期中等教育の多様化／幼稚園教育・職業教育・特殊教育の振興／教科書制度／学級編制の改善等教育条件の整備／教員の資質能力の向上／海外子女教育・帰国子女教育の充実／同和教育の振興

高等教育

高等教育の概況／大学の整備／専攻科と就職協定

私立学校

私立学校の概況／私学助成

学術研究

学術研究の概況／科学研究費補助金の拡充／学術研究体制の整備／若手研究者の育成／重要基礎研究の推進／学術研究の社会的協力・連携の推進

国際交流・協力

国際交流・協力の概況／教育・学術・文化等の国際交流・協力／留学生交流の推進／外国人に対する日本語教育の振興

体育・スポーツ・健康教育

体育行政の概況／体育・スポーツの振興／健康教育の充実

文化

文化行政の概況／芸術文化の振興／国語・著作権／文化財の保護

資料 平成元年度予算額

社会教育行政の歩みと現状 ● 社会教育法制定四〇年

特別記事

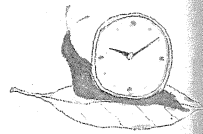
カラー

学校建築の今昔岩科学校	1	わがまの生涯学習―石川県小松市	62
人間国宝登場森口華弘	4	科学のひろば国立科学博物館②	66
名作シリーズ徒然草画帖	表紙 2	焦点―文教施策	69
文化財紹介ツシマエ	表紙 3	郷土に生きる教育家群像山形県	78
		人への道佐藤実	68
		私の選ぶ一冊	82
		海外教育コース	76
		読者からのたより	83
		編集後記	84

イラスト 赤羽根秀・内部装生 須田博行

社会教育行政の歩みと現状

—社会教育法制定40年—



一、はじめに

社会教育法が制定、公布されてから今年で四〇年になる。社会教育法は、社会教育に関し、国及び地方公共団体の任務を明らかにしたものである。

社会教育法の施行により、我が国の新しい社会教育行政の基本路線が敷かれ、社会教育の充実、振興が図られてきたが、今後、国民

の生涯にわたる学習機会の充実を図るといふ観点から、社会教育の果たすべき役割は極めて大きい。

ここでは、戦後の社会教育行政の歴史と現状を紹介するとともに、あわせて今後の課題について展望することとする。

二、社会教育行政の歩みと現状

1 法令と組織の変遷

1 社会教育関係法令の整備

我が国の社会教育を含む教育制度は、第二次世界大戦後、他の政治制度、社会制度と同様に、民主主義の理念のもとに、大きな変革を経験することとなった。

戦前は、教育に関する国の定めは議会の関与する法律事項とは考えられず、独立命令で

なければならぬ」(第三条)とされた。そして、社会教育については、学校教育に関する規定(第6条)と並んで、「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適切な方法によって教育の実現に努めなければならない」(第七条)という規定が設けられ、社会教育は国及び地方公共団体が援助すべきこと、図書館、公民館等の施設の設置などの方法によりその目的の実現に努めるべきことという基本原則が明らかにされた。また、同時に制定された学校教育法においては、学校は学校教育上の支障のない限り社会教育に関する施設を附置したり、学校の施設を社会教育などのために利用せたりすることができるとする条項が設けられた(第八五条)。

このような中で、昭和二四年六月、社会教育行政に関する中心的な法律として社会教育法が制定された。同法は六章からなっており、第一章においては、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、市町村の教育委員会や都道府県の教育委員会の事務について規定した。また第二章は社会教育関係団体について、第三章は都道府県及び市町村に置かれる社会教育委員について、第四章は地域における社

ある勅令によることとされていたが、戦後は、教育に関する重要事項についても法律の形で定められることとなった。

昭和二二年三月には教育基本法が制定された。同法においては、教育の目的は人格の完成と平和的な国家及び社会の有為な形成者の育成にあるとされたが(第一条)、この教育の目的は、「あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない」(第二条)とされ、また、すべての国民は、「ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられ

るべきである」と規定した。

図書館、博物館についても、同法は、社会教育のための機関であるとしているが、これらに関する事項は別に単独法で定めることとされ(第九条)、これを受けて、昭和二五年四月に図書館法が、翌二六年二月には博物館法がそれぞれ制定された。

社会教育法はその後数回の改正を経てきているが、このうち、昭和二六年の改正では、社会教育主事に関し新たに一章が設けられた。また、三四年には、①従来都道府県のみであった社会教育主事の必置規制を市及び人口一万人以上の町村に拡大したこと、②社会教育関係団体に対する補助金支出の禁止を解除したこと、③公民館の設置運営上必要な基準を文部大臣が設定することとしたこと、④社会教育委員の職務内容についても、青少年の教育に関する特定事項についても助言、指導できることとしたこと、の四点について改正が行われた。

2 行政組織の確立

①国の社会教育行政組織
 ア 社会教育局の設置と生涯学習局への改組
 文部省においては、昭和一七年に廃止されて

いた社会教育局が、昭和二〇年一〇月改めて設置された。この後、十数次の機構の改革を経て、昭和四一年四月に、社会教育課（二七年設置）、青少年教育課（三七年設置）、婦人教育課（三六年設置）、視聴覚教育課（二七年設置、五九年学習情報課となる）の四課編成となった。さらに、六三年七月の機構改革により、社会教育局は生涯学習局に改組拡充され、従来の四課に加えて新たに生涯学習振興課が設置された。

イ 社会教育に関する施設等機関の整備 社会教育に関する文部省の施設等機関としては、現在、国立科学博物館（明治四年、文部省博物館の観覧施設として創設、昭和二四年文部省設置法により設置）、国立オリピック記念青少年総合センター（昭和四〇年に特殊法人として発足、五五年五月から文部省直轄の青少年教育施設となる）、国立青年の家（二三か所）、国立少年自然の家（一か所）、国立婦人教育会館（昭和五二年七月設置）が整備されている。なお、国立社会教育研修所（昭和四〇年七月設置）は、六一年七月に、特殊法人国立教育会館に統合された。

ウ 社会教育審議会 社会教育に関する事項を調査審議する文部省の諮問機関として、昭和二四年九月に社会教育審議会が設置された。同審議会は、社会教育に関する答申、建議を行ってきたが、この中でも四六年四月の

「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」の答申は、生涯教育の観点から社会教育全般を再検討し、その振興方策を提示している。

② 地方の社会教育行政組織の整備

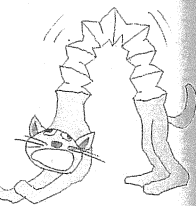
地方公共団体においても社会教育主管部局の設置等行政組織の整備が進行し、昭和三二年四月の地方自治法、三三年七月の教育委員会法、二四年の社会教育法の制定により社会教育に関する教育委員会の権限とその事務の内容が明らかにされた。

その後、三一年九月に教育委員会法に代わり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が制定され、現在の地方公共団体における社会教育行政組織が確立した。

2 社会教育活動の展開

1 家庭教育

家庭教育は、本来親等が行う私的な教育であるが、子どもの人間形成上重要な役割を担っていることにかんがみ、家庭教育に関する親等の学習・相談の機会の充実が図られている。文部省では、昭和三九年度から市町村教育委員会が開設する家庭教育学級に対して補助を行っている。また家庭教育（幼児期）相談事業を昭和四七年から実施しているほか、家



事業を、五八年からは青少年ボランティア参加促進事業をそれぞれ実施している。さらに、青少年の自然とのふれ合いを推進するため、六三年から自然生活へのチャレンジ推進事業を実施している。また、青少年団体活動の促進事業を図っている。

3 成人教育

成人の学習機会を提供するため、教育委員会及び公民館等の社会教育施設において各種の学級・講座が実施されているが、近年は、知事部局や民間団体によって行われる各種の教育事業が盛んになっている。文部省では成人大学講座等の開設に対する助成を行うとともに、社会同和教育の推進に努めている。

また、近年の高齢者人口の急速な増加に対応するため、文部省では昭和四八年度から高齢者教室の開設に対して、また、五三年度から高齢者人材活用事業に対し補助を行っていたが、五九年からは両事業を統合して新たに「高齢者の生きがい促進総合事業」を実施している。さらに、PTAを始めとする社会教育関係団体の活動の活性化に努めている。

4 婦人教育

婦人の社会教育活動は、戦後、婦人の参政権の獲得、婦人の地位の改善や市民意識の高揚に伴い、急速に活発となった。特に近年の



家庭教育相談事業実施のほか、家庭教育資料の作成・配布、テレビ等による情報提供も……

庭教育資料の作成・配布や家庭教育テレビ番組等による情報の提供を行っている。さらに、六二年度からは家庭と地域の教育機能の活性化を図るため、家庭教育地域交流事業を実施している。

2 青少年教育

青少年を対象とする学級・講座としては、昭和二八年に制定された青年学級振興法に基づき、市町村による青年学級が開設されているが、四五年以降は、より多様かつ柔軟な学習形態である青年教室の奨励を行っている。また、青少年の地域の実践活動や社会参加を推進するため、五一年からは青少年地域活動

婦人の社会の諸分野への参加等を背景に、新たな学習課題に対応する学習機会の整備が課題となっている。

文部省では、昭和四六年から、市町村の開設する婦人学級に対する助成を行っているほか、婦人の社会参加を促進するため、五一年から婦人ボランティア活動促進事業を、六三年からは婦人の地域における国際交流を推進する婦人国際交流フェスティバル事業をそれぞれ実施している。また、婦人団体活動の促進援助を行っている。

5 視聴覚教育・通信教育・技能審査

視聴覚教育発展の契機となったのは、昭和二三年にGHQから都道府県に対してなされた一六ミリ映写機及びCIE映画フィルムの貸与とされている。文部省は、これを受けて次官通牒を発し、視聴覚教育行政の基本的な方向を示し、これ以降、全国における視聴覚教育の充実が進んだ。さらに、昭和三四年の教育テレビ局の本放送開始後の放送の急速な進展とともに、放送を利用した学習が普及・発展した。

社会通信教育の文部省による認定は、昭和二二年から始められたが、二四年に制定された社会教育法により法的な位置付けを与えられた。

また、昭和四二年には、「技能審査の認定に
関する規則」を告示し、個人の習得した知識・
技能を審査し、証明する民間の事業のうち社
会教育を奨励するものを認定している。

3 社会教育施設の整備

1 公民館

公民館は、昭和二二年七月五日文部次官通
牒「公民館の設置運営について」において設
置が提唱された社会教育施設であり、その後、
社会教育法に公民館に関する規定が設けられ、
その整備が一層促進されることになった。以
後、身近な日常生活圏域における社会教育活
動の中心となる施設として、地域住民の学習活
動の拠点となっている。

文部省は、昭和二六年度から公民館の建設
に対する施設整備補助を開始し、また、昭和
三四年には公民館の全国的な水準を確保する
ため、「公民館の設置及び運営に関する基準」
を告示した。昭和六二年一〇月現在の施設数
は一万七二九五館であり、公民館を設置する
市町村の割合は九一・〇%となっている。

2 図書館・博物館

図書館・博物館については、社会教育法の
制定に引き続き、昭和二五年に図書館法が、



昭和二六年に博物館法がそれぞれ制定され、
整備が進められている。文部省では、昭和二
六年度から図書館の施設整備費補助を、昭和
二七年度から博物館の施設整備費補助をそれ
ぞれ開始した。また、昭和四八年度には「公
立博物館の設置及び運営に関する基準」を告
示した。昭和六二年一〇月現在の施設数は、
図書館一八〇一、博物館七二三となっている。

3 青少年教育施設・ 婦人教育施設

公立の青少年教育施設については、昭和三
〇年度から青少年野外訓練施設の整備費に対
する補助が始められ、同三三年度からは公立
青年の家の整備費に対する補助に改められた。
また、少年自然の家は、昭和四〇年代に構想
され、昭和四五年度から国庫補助を行ってい
る。昭和六二年一〇月現在の青年の家、少年
自然の家の合計数は六九四となっている。

婦人教育施設については、都道府県及び人
口三〇万人以上の市が設置する広域的な婦人
教育施設の整備事業に対して、昭和五三年度
から補助を行っている。昭和六二年四月現在
の施設数は一九五となっている。

4 視聴覚センター・ ライブラリー

視聴覚センター・ライブラリーは学校や社
会を受けた各種委員、教育委員会の事務局に置
かれる社会教育主事及び社会教育主事補、公
民館の主事・図書館の司書及び司書補・博物
館の学芸員及び学芸員補など社会教育施設の
専門的職員などがある。

社会教育主事、社会教育主事補については、
昭和二六年の社会教育法の一部改正により法
制上位置付けられ、さらに社会教育主事につ
いては、三四年から市及び一万人以上の町村

三、今後の課題

近年の所得水準の向上、自由時間の増大や
高齢化等に伴う人々の多様な学習需要の高ま
りに的確にこたえとともに、学歴社会の弊
害を是正し、生涯にわたる学習活動の成果が
適正に評価される生涯学習体系への移行を図
ることが重要な課題となっている。このこと
は、昭和五九年から三年間にわたり設置され
た臨時教育審議会の四次にわたる答申におい
ても指摘されたところである。

このため、社会教育の分野においては、青
少年、成人、婦人、高齢者等国民の各層に対
する多様な学習機会の提供、学習情報提供・



少年自然の家は、昭和40年に構想

4 社会教育指導者の充実

社会教育の指導者には、社会教育関係団体
の指導者、社会教育委員、教育委員会の委嘱
に設置が義務付けられた。文部省では、四九
年度からいわゆる派遣社会教育主事制度を創
設し、これに要する経費を補助している。

また、文部省では、都道府県が行う指導者
養成・研修事業に対し補助を行うほか、国立
教育会館社会教育研修所において社会教育主
事の資格を付与する講習や公民館の主事、図
書館の司書、博物館の学芸員など社会教育施
設の職員に対する研修が行われている。

相談体制の整備、指導者の養成確保、社会教
育関係団体の育成、地域における社会教育活
動の拠点となる施設の整備、を図るとともに、
これら施設のネットワークの形成を促進し、
人々の多様な学習ニーズにこた
えていくことが求められている。

また、特色あるふるさとづくり、長寿対策
等の推進を図るため、家庭、地域の教育力の
活性化、青少年のふるさと学習・自然とのふ
れあいの促進、高齢者の生きがい促進のため
の事業の充実に努める必要がある。

(生涯学習局社会教育課)

特集 新しい指導 学習要領

- 巻頭言
新しい学習指導要領を読む——幸田三郎
- 論文
生涯学習体系への移行と
新しい学習指導要領——新井都男
個々の生徒に応じた指導の充実——井上輝夫
新しい学習指導要領と学校経営——永岡順
●座談会
学習指導要領の改訂と教育課程の展開
(出席者 亀井浩明/上寺久雄/上田幸夫
青木時子/司念熱海則夫)
- 解説
Q&A 教育課程の基準の改善
- 資料
新学習指導要領の告示の公示について(通達全文
移行措置について(通達全文及び要点))
- わがまちの生涯学習——埼玉県吹上町
科学のひろば——国立科学博物館
人への道——上山春平
私の選ぶ一冊——遠山教子
郷土に生きる教育家群像——熊本県 熊本県

文化財 紹介



写真提供・鑑雅哉・九州大学理学部

天然記念物 ツシマテン

上島(二四七km)と下島(四三三・五km)、それと多数の属島からなる対馬は、九州と朝鮮半島のほぼ中央に位置している。この島から朝鮮半島までの距離はわずか五〇km、晴れた日にはその形を望むことができるという。

長い歴史の過程で、日本列島は、九州と朝鮮半島との間にできた陸橋で大陸と幾度か陸続きとなった。この陸橋を渡り、日本列島の生物と大陸の生物は交流を繰り返してきた。対馬は、その生物交流の要に位置していたため、大陸と日本、それぞれに由来する生物が混在し、日本の他の地域には見られない特徴ある生物相が成立した。

ツシマテンは日本固有のホンドテンの亜種であり、対馬の生物相の日本的要素を代表している。一方、ツシマヤマネコは東アジアに広く分布するベンガルヤマネコの亜種で大陸的要素を現わしている。これら両種は、日本列島の生物相の成立を示す貴重な存在であり、昭和四六年に天然記念物に指定された。

ツシマテンはホンドテンに比べ体色が全体に濃く、黒茶色をしており、冬毛になると顔は灰白色に変化する。食性は雑食的で、哺乳類や鳥類ばかりでなく、ミミズやムカデなどの小動物、そして果実や魚までも餌としている。さほど大きくない島にもかかわらず、彼らのような食肉獣が生息しているのは珍しく、彼らはその存在で対馬の自然の豊かさを証明していると言えよう。

(文化庁記念物課文化財調査官 池田 啓)

▽風薫る五月。さわやかな大変よい季節になった。森羅万象ごとくとく躍動を覚える時であろう。順調にすべり出した刷新文部時報も今月号はその第二号、さらに号を重ねて一層の飛躍を遂げたいと考えている。

▽さて、何をすることもまず人と金だとかよく言われる。都道府県などからの要望に対して、今年も人も予算も厳しくてなかなか御要望にこたえられませぬ」などとお答えしなければならぬときがある。事柄によっては残念であるが、いたしたくない。そこで人や予算は重要かつ必要などころにきちんとしておけばならぬとつくづく思う。

▽予算の中身を見れば、その国の様子や施策の内容、方向がわかるという。まさにそのとおりである。毎年度の文部省予算も長期的な視野に立って、種々工夫をこらしている。特に教育改革はこれからが本格的に実施していく段階であり、関係の予算はしっかりと措置して、施策を確実に実施していかなければならない。

▽今月号は、その予算を通して文教施策の内容や方向を紹介した。文部省各局課の重要施策等が簡潔にまとめられているので、広く御活用いただくとともに、文教行政に対する一層の御理解と御協力を賜われたい。

(A・N)

『読者からのたより』欄への投稿を歓迎します。本誌を読んでのご感想、ご意見等をどしどしお寄せください。

●投稿規定
①一件につき四〇〇字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記(誌上匿名可) ③掲載分には薄謝進呈
※文章を一部手直しすることがあります。

●送り先
〒100 東京都千代田区霞が関三―二―二
文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部

MESC 61 月刊 文部時報 5月号 第1348号

平成元年5月10日印刷
平成元年5月10日発行

●著作権所有——文部省
●発行所——株式会社 きょうせい
本社 〒104 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(営業所) 〒162 東京都新宿区西五軒町52番地
電話 03-268-2141(代表) 振替口座 東京9-161番
●印刷所——株式会社行政学舎印刷所

定価500円(本体485円)(〒61円)
年間購読料6,000円(〒6)

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店をお願いします

●本誌の掲載文のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。